

# 神栖市新型インフルエンザ等対策行動計画の概要

## 計画の位置付け

新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）が昨年4月に施行されたことに伴い、これまでの神栖市新型インフルエンザ対策行動計画を改定し、有識者等の意見を踏まえ、特措法第8条に基づき策定することとなった。

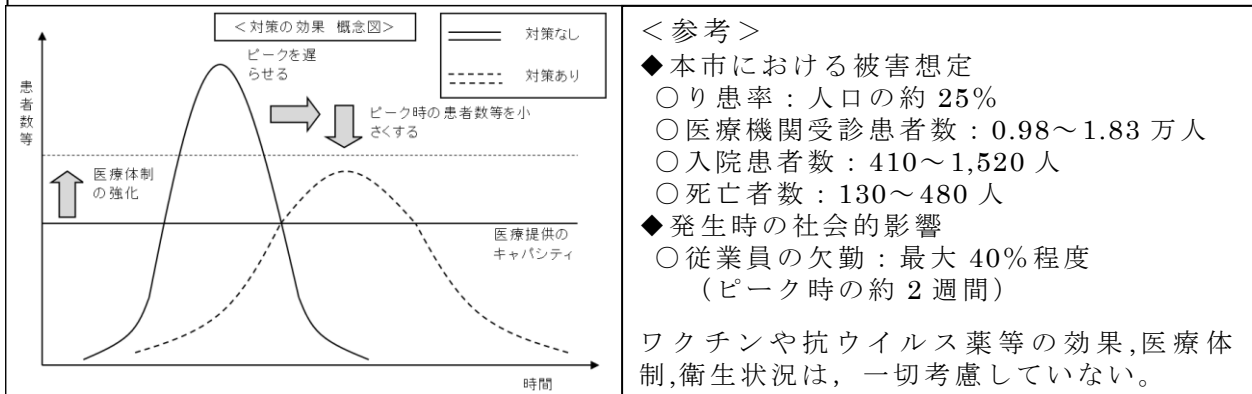
なお、本市行動計画は、新型インフルエンザ等対策政府行動計画及び茨城県新型インフルエンザ等対策行動計画に準じ、策定している。

計画で示す内容は、次のとおり。

- ・市内での新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項
- ・市が実施する措置等（情報提供、予防接種その他まん延防止対策 など）

## 目的

- (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の健康被害を最小限にする。
- (2) 市民生活及び市民経済に及ぼす影響を最小限にする。



## 対象疾病

新型インフルエンザ等

新型インフルエンザ等感染症

- ・ 新型インフルエンザ
- ・ 再興型インフルエンザ(過去に世界的大流行し、再び流行するもの)

新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限定）

## 対策の基本的な考え方

- 対策は、医療対応以外の感染対策と医療対応を組み合わせる総合的に行う。
- 社会的混乱の回避には、事業者や市民の適切な行動や準備が必要である。

## 役割分担

|      |            |                                  |
|------|------------|----------------------------------|
| 行政   | 国          | 国全体として、万全の態勢を整備                  |
|      | 県          | 特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割   |
|      | 市          | 市民に対するワクチン接種，発生時の要援護者支援          |
| 医療機関 |            | 地域における医療連携体制の整備，診療継続計画に基づく医療提供   |
| 事業者  | 指定（地方）公共機関 | 特措法に基づき，新型インフルエンザ等対策を実施          |
|      | 登録事業者      | 発生時に最低限の市民生活を維持できるよう重要業務の事業継続    |
|      | 一般の事業者     | 職場における感染対策，発生時の事業縮小等感染防止措置       |
| 市民   |            | マスクの着用・咳エチケット・手洗い等の個人レベルの感染対策の実践 |

### (参考) 新型インフルエンザ等発生時における国・都道府県・市町村の主な役割

#### 厚生労働大臣の新型インフルエンザ等の発生の公表

##### ＜国＞

##### 政府対策本部の設置

- 基本的対処方針の作成
- 特定接種（登録事業者（医療関係者，社会機能維持事業者）の従業員等に対する先行的予防接種）の実施
- 海外発生時の水際対策の的確な実施
- 現地対策本部の設置（必要に応じて）

##### ＜都道府県＞

##### 都道府県対策本部の設置

- 特定接種の実施への協力
- 医師等への医療従事の要請・指示等

##### ＜市町村＞

**【任意に対策本部設置可】**  
※法律に基づく対策本部ではない

- 特定接種の実施への協力

#### 新型インフルエンザ等緊急事態宣言（国）

##### 新型インフルエンザ等緊急事態措置

- まん延の防止に関する措置
  - ・ 住民に対する予防接種の実施指示
- 国民生活及び国民経済の安定に関する措置
  - ・ ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等の緊急物資の運送要請・指示
  - ・ 特定物資の売渡しの要請・収用

- まん延の防止に関する措置
  - ・ 学校等の施設や興行場，催物の制限等の要請・指示
- 予防接種の実施への協力
- 医療等の提供体制の確保に関する措置
  - ・ 病院や，医薬品販売業者等である指定（地方）公共機関における診療，薬品等の販売
  - ・ 臨時の医療施設の開設，土地等の使用
- 県民生活及び県民経済の安定に関する措置
  - ・ ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等の緊急物資の運送要請・指示
  - ・ 特定物資の売渡しの要請・収用
- 緊急時の埋葬・火葬

##### 市町村対策本部の設置

- 予防接種の実施
  - ・ 住民に対する予防接種

当該疾病が新型インフルエンザ等感染症と認められなくなった旨が公表された場合，本部廃止

緊急事態宣言が解除された場合，本部廃止

## 従来の行動計画からの主な変更点

- 新型インフルエンザのみではなく、新感染症にも拡大し、対象疾病とした。
- 当市域を含む地域に緊急事態宣言が発表された場合は、速やかに神栖市新型インフルエンザ等対策本部の設置が義務付けられた。(地域の市町村の対応を統一化)
- 予防接種(特定接種・住民接種)の実施が義務付けられた。(原則、集団接種)

## 対策の主要6項目

- 実施体制  
計画の作成、感染対策の検討・修正、対策本部の設置・廃止
- サーベイランス・情報収集  
国・県と連携し、新型インフルエンザ等の発生状況等情報の収集
- 情報提供・共有  
新型インフルエンザ等の発生状況、感染対策等に関する情報の集約・発信
- 予防・まん延防止  
政府の基本対処方針に基づき、特定接種・住民接種の実施
- 医療  
県等と連携して、各段階における適正な情報提供等の実施
- 市民生活及び市民経済の安定の確保  
水の安定供給、要援護者への生活支援、市民への呼びかけ

# 発生段階ごとの主な対策

| 発生段階                 | 未発生期  | 海外発生期   | 国内発生期<br>県内未発生～県内発生早期  | 県内感染期  | 小康期  |
|----------------------|---|---|--|--|--|
| 対策の目的                | 体制の整備   | 県内（市内）発生の遅延   | 感染拡大の抑制  | 感染拡大の抑制<br>被害の軽減   | 見直し<br>第2波準備   |
| ①実施体制                | <ul style="list-style-type: none"> <li>行動計画の策定等</li> <li>体制の構築</li> </ul>                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>連絡会議の開催</li> <li>市対策本部の設置準備</li> </ul>               | <ul style="list-style-type: none"> <li>連絡会議の開催</li> </ul>                                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>連絡会議の開催</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>連絡会議の開催</li> <li>【緊急事態宣言解除時】</li> <li>市対策本部の廃止</li> </ul> |
|                      | 【緊急事態宣言時】 市対策本部の設置(必須)  |   |  |  |  |
| ②サーベイランス・<br>情報収集    | <ul style="list-style-type: none"> <li>情報収集体制の整備</li> <li>通常のサーベイランス<br/>(学校等の欠席者確認)</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>情報収集</li> <li>通常のサーベイランス</li> </ul>                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>情報収集継続・強化</li> <li>サーベイランス継続<br/>強化(学級閉鎖等確認)</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>国内発生期の継続</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>情報収集体制の平常化</li> <li>通常のサーベイランス</li> </ul>                 |
| ③情報提供・<br>共有         | <ul style="list-style-type: none"> <li>広報体制の整備</li> </ul>                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>広報担当チームの設置</li> <li>相談窓口の設置</li> <li>情報共有</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>迅速な情報提供</li> <li>相談窓口体制の強化</li> <li>情報共有</li> </ul>     | <ul style="list-style-type: none"> <li>国内発生期の継続</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>第二波発生の注意喚起</li> <li>相談窓口の縮小</li> <li>情報共有</li> </ul>      |
| ④予防・<br>まん延防止        | 基本的な感染対策の周知・啓発  |   |  |  |  |
|                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>予防接種体制の整備<br/>(特定接種・住民接種)</li> </ul>                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>特定接種の開始(国・県の指示により、実施体制が整い次第、開始する)</li> </ul>         |  |  |  |
|                      |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>予防接種体制整備<br/>(住民接種)</li> </ul>                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>住民接種の開始(国・県の指示により、実施体制が整い次第、開始する)</li> </ul>            |  |  |
| ⑤医療                  | 県と連携した発生段階に応じた地域医療体制の整備   |   |  |  |  |
|                      |   |   |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>【緊急事態宣言時】</li> <li>在宅療養者への支援等</li> </ul>                    |  |
| ⑥市民生活・市民<br>経済の安定の確保 | <ul style="list-style-type: none"> <li>物資等の備蓄等</li> <li>要援護者支援体制<br/>の整備</li> </ul>             |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>消費者へ適切な行動の呼びかけ</li> </ul>                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>【緊急事態宣言時】各種サービス水準低下の周知</li> </ul>                           |  |
|                      |   |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>【緊急事態宣言時】生活関連物資の価格安定等の要請等</li> </ul>                    |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>【緊急事態宣言解除時】</li> <li>緊急事態措置の縮小・中止</li> </ul>              |
|                      |   |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>【緊急事態宣言時】水の安定供給</li> </ul>                              |  |  |
|                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>火葬能力・緊急時の<br/>遺体安置施設の把握等</li> </ul>                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時の遺体安置施設の確保準備</li> </ul>                           |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>【緊急事態宣言時】</li> <li>遺体安置施設の確保</li> <li>要援護者への生活支援</li> </ul> |  |
|                      |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>事業所等への感染対策等要請の準備</li> </ul>                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>事業所等への感染対策等要請</li> </ul>                                |  |  |

※ その他国・県等の要請に基づき、国・県・近隣市町村等と相互に連携し、発生段階及び対策の項目に応じた対応を行う。